



平成 24 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 旭テック株式会社
代表者名 執行役社長 入交 昭一郎
(コード：5606、東証第 1 部)
問合せ先 執行役 経営企画部長 神谷 明
(TEL. 0537-36-3103)

ATCホールディングス 2 号株式会社による当社株券に対する 公開買付け（第 2 回）の公開買付期間延長及び種類株主総会招集 のための基準日設定の取消しに関するお知らせ

ATCホールディングス 2 号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（第 2 回）について、本日、公開買付者から、別紙のとおり「旭テック株式会社普通株式に対する公開買付け（第二回）の公開買付期間延長等に関するお知らせ」が開示されましたので、お知らせいたします。

なお、これにより買付け等の期間および決済の開始日が下記のとおり変更されております。変更箇所には下線を付しております。

また、これに伴い、当社が平成 24 年 3 月 15 日付け「当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて公表し、同月 16 日に当社ウェブサイトにて電子公告を掲載した「普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告」については、今後、一旦これを取消し、内容及び基準日を調整して改めて決定・公表する予定です。

記

1. 買付け等の期間

(変更前) 平成 24 年 2 月 13 日 (月曜日) から平成 24 年 3 月 26 日 (月曜日) まで (30 営業日)

(変更後) 平成 24 年 2 月 13 日 (月曜日) から平成 24 年 4 月 5 日 (木曜日) まで (38 営業日)

2. 決済の開始日

(変更前) 平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

(変更後) 平成 24 年 4 月 11 日 (水曜日)

以 上

- (参考) 旭テック株式会社普通株式に対する公開買付け（第二回）の公開買付期間延長等に関するお知らせ (別紙)

(別 紙)

平成 24 年 3 月 22 日

各 位

A T C ホールディングス 2 号株式会社

代表取締役 松田 清人

旭テック株式会社普通株式に対する 公開買付け（第二回）の公開買付期間延長等に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 28 日付「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 24 年 2 月 10 日付「旭テック株式会社普通株式に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」で公表のとおり、A T C ホールディングス 2 号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 2 月 13 日より旭テック株式会社（東証第一部、証券コード 5606、以下「対象者」といいます。）普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりますが、本公開買付けに関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月 13 日付で関東財務局長へ提出した公開買付届出書（平成 24 年 2 月 17 日付及び平成 24 年 2 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部を訂正及び追加すべき事項が生じたため、第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書をお送りいたしました。これに伴い、第 27 条の 8 第 8 項の規定に基づき、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を延長いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、かかる公開買付期間の延長については、公開買付条件等の変更の公告 (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) を行った上で、その旨を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

記

訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

平成 24 年 2 月 13 日（月曜日）から平成 24 年 3 月 26 日（月曜日）まで（30 営業日）

(訂正後)

平成 24 年 2 月 13 日（月曜日）から平成 24 年 4 月 5 日（木曜日）まで（38 営業日）

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

(訂正後)

平成 24 年 4 月 11 日 (水曜日)

4. その他

(訂正前)

(前略)

(3) インドにおける軽合金部品の合弁事業検討について

(後略)

(訂正後)

(前略)

(3) インドにおける軽合金部品の合弁事業検討について

(後略)

(4) P B G C から対象者に提起された訴訟に関する中間的決定について

対象者は、平成 24 年 3 月 16 日付で「P B G C から当社に提起された訴訟に関する中間的決定について」を公表しております。それによれば、米国 Pension Benefit Guaranty Corporation (以下「P B G C」といいます。)により対象者に対して提起された訴訟に関し、コロンビア地区米国連邦地方裁判所が、平成 24 年 3 月 14 日 (米国東部夏時間) 付で、人的管轄権の不存在を理由として P B G C の請求を却下するよう求めた対象者の申立てを却下する中間的な決定をしたとのことです。上記の、人的管轄権の不存在を理由とする請求却下申立てに対する決定は、訴訟の本案に関する同裁判所の終局的な判決ではなく、同裁判所が本件の訴訟の本案 (P B G C による請求及び対象者による反論) を審理する管轄と権限を有することについて、P B G C が一定の疎明を行ったというを示す中間的な決定とのことです。なお、対象者は、現在本決定の内容を精査し、今後採りうる法的手段を検討しているとのことです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

以 上